管　理　協　定　書

　安曇野市長　太田　寛（以下「甲」という。）と●●●●●●●●（以下「乙」という。）は、都市計画法（以下「法」という。）第32条第2項の規定により設置される緑地、公園（以下「緑地等」という。）について、その機能を維持するため、下記のとおりその管理に関する協定を締結する。

記

1. この協定の対象となる緑地等は、次に掲げる開発事業敷地内に所在するものとする。

安曇野市●●番地

２　緑地等の位置、範囲及び設備等は、別図のとおりとする。

1. 乙は善良な管理者の注意をもって緑地等の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

２　乙は管理業務に当たり、緑地等の機能を維持するうえで必要な修繕及び点検・清掃等を行うものとする。

３　管理業務に要する費用は、全て乙の負担とする。

1. 乙は緑地等を変更するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。
2. 緑地等の設置又は管理の瑕疵等により第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責めをすべて負うものとする。
3. 乙の一般承継人は、本協定に基づく乙の地位を承継する。

２　前項の規定により乙の地位を承継した者は、その承継から30日以内に甲にその旨を届出なければならない

1. この協定の有効期間は、法第36条第3項の公告の日の翌日からとする。
2. この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

令和　年　月　日

* 1. 安曇野市豊科6000番地

安曇野市長　　太　田　　寛　　㊞

* 1. ●●●●●●●

●●●●●●●●

●●●●●　　●　●　●　●　　㊞